

川崎市服務相談員制度運営要綱

(平成10年3月31日9川総人第512号)

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市職員服務規程(昭和35年川崎市訓令第3号。以下「服務規程」という。)第9条の規定に基づき、服務相談員の種別及び職務等について規定する。

(服務相談員の種別)

第2条 川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に規定する局並びに市民オンブズマン事務局、会計室及び区役所(以下「局」という。)に置く服務相談員は、総括服務相談員及び服務相談員とする。

- 2 総括服務相談員は、局長をもって充てる。
- 3 服務相談員は、人事担当管理職員をもって充てるものとし、総括服務相談員がその他必要に応じ1名以上を指名する。
- 4 前項に定めるほか、服務相談員の設置の必要を認めるときは、局不祥事防止委員会委員長が当該委員会委員から指名することができる。

(総括服務相談員及び服務相談員の職務)

第3条 総括服務相談員は、服務規程の遵守及び服務規律の確保を徹底するため、局の服務に関する事項を統括するとともに、服務相談員と緊密な連携を図り、必要に応じて服務相談員に助言又は指示を与えるものとする。

- 2 服務相談員は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 服務に関する職員からの相談に応じ、必要な助言又は指示を与えること。
 - (2) 服務規程第7条第3項に規定する届け出を受理し、了承又は必要な指示を与えること。
 - (3) 総括服務相談員に職員の服務に関する事項を報告すること。
 - (4) 局不祥事防止委員会、管理職会議等において服務に関する情報提供又は注意喚起を行うこと。
 - (5) 服務規程第7条第1項各号に規定する事項について、職員からの報告等に基づき、関係業者等に必要な注意を与えること。
 - (6) その他服務規律を確保するための必要な措置を行うこと。
- 3 総括服務相談員及び服務相談員は、その職務の遂行に当たっては公正を旨とするとともに、職員のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

(その他必要な事項)

第4条 その他必要な事項は、総務企画局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。